

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計														
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策										
	第2章 共生共感都市		08 社会保障		01 国民健康保険制度を適正に運用する										
事業：疾病予防事業													整理 番号	1235	
目 的	特定健康診査等の受診率を高めることにより健康管理への関心を高めることで、疾病予防に繋げ、また疾病の重症化を防ぐことで、医療費抑制を図る。														
目 標	特定健康診査や特定保健指導、総合健康診断の実施により、生活習慣病を予防や重症化の防ぐ。また医療費抑制を図る。														
事業費・財源	事業費（決算額）(千円)		83,363		コスト 情報・ 内訳 評価	総コスト（千円）		89,314		総合 評価 B	妥当性		A		
	財源 内訳	一般財源		35,178		事業費		83,363			効率性		B		
		国庫支出金		48,185		人件費		5,951			有効性		B		
		地方債		0		公債費		0			事業目的達成のため、適正な手段・経費 で当事業を実施した。				
		その他特定財源		0		一人あたり(円)		791							
						世帯あたり(円)		1,894							
											評価理由				
貢 献 度	施策に対する 事業貢献度		B		根 拠	国民健康保険制度を適正に運用した。									
今 後 の 方 向 性	特定健診等の受診または人間ドックの受診を勧奨し受診率を高めることで、医療費の抑制を図る。														

事業 優先順位	1	細事業:特定健康診査等事業				整理 番号	01		
目 的	特定健康診査等の受診により、生活習慣病の予防し重症化を防ぐことにより、医療費を抑制する。								
目 標	特定健診受診率65%、特定保健指導利用率45%								
事業 実施主体	直 営	事業開始 年 度	平成20年度	根拠 法令	高齢者の医療の確保に関する法律第20条・第24条				
事業費・財源			平成24年度	比 較	コスト 情報・従事 職員数			平成24年度	比 較
	事業費 (決算額) (千円)		73,368			総コスト (千円)		76,225	
	一般財源		25,183			事業費		73,368	
	国庫支出金		48,185			人件費		2,857	
	地方債		0			公債費		0	
	その他特定財源		0			一人あたり (円)		675	
			0			世帯あたり (円)		1,616	
			0			職員数 (人)		0.36	
			0			再任用職員数 (人)		0.00	
	今 後 の 方 向 性	受診率向上をめざす。							
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	40歳以上の被保険者:24720人				
	A	A	B						

事業：疾病予防事業

1. 疾病予防事業

特定健康診査や特定保健指導、総合健康診断の実施により、健康管理への関心を高め、生活習慣病の予防や重症化の防止に努めた。

細事業：特定健康診査等事業

1. 特定健康診査等事業

(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施

生活習慣病予防のため、特定健康診査を実施し、特定健康診査の結果から、生活習慣の改善の必要性に応じて階層化（選別）を行い、積極的支援・動機付け支援が必要な対象者に対して利用券を送付し特定保健指導を実施した。

① 定健康診査

特定健康診査受診対象者 24,720 人に受診券を送付し、8,392 人が受診した。

② 特定保健指導

・対象者に対して、保健師・管理栄養士による特定健康診査の結果説明や、生活習慣改善のための栄養指導・運動指導を行った。また未利用者には電話勧奨を行った。

	積極的支援	動機付け支援	計
対象者数（人）	170	685	855
初回面接実施者数（人）	15	85	100
保健指導実施者数（人）	26	160	186

(2) 特定健診・特定保健指導未受診者等対策及び早期介入事業の実施

特定健康診査の未受診者に対して、未受診理由の聞き取りと、今年度の受診率向上を図るため 14,512 世帯に健診案内の実施を行った。また、電話による受診勧奨と未受診理由等の聞き取りを行い、個々の未受診理由に応じたアプローチを行った。

（荷電件数 4,314 件）

また、早期介入事業として、特定健診受診者のうち、動機づけ支援、積極的支援レベルにならなかった人のうち希望者 76 人にヘルスアップ教室を実施した。

(3) 特定健診等実施計画策定業務の実施

「高齢者の医療の確保に関する法律」第 18 条第 1 項の「基本的な指針」（特定健康診査等基本指針）に基づき、同法第 19 条第 1 項に規定されている「特定健康診査等の実施に関する計画」として特定健康診査等実施計画を策定した。